

公益財団法人山本奨学会
役員、評議員及び選考委員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山本奨学会（以下「当財団」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに選考委員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行のために発生する旅費、交通費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は、別表第1のとおりとする。
- 3 非常勤役員、評議員及び選考委員の報酬等は、別表第2のとおりとする。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、法令の定めにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等からその金額を控除して支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、その金額を通貨で直接本人に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員、評議員及び選考委員が報酬等の全部又は一部につき、指定する本人名義の金融機関口座への振込を申し出た場合は、その方法により支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が銀行休日に当たるときは、翌営業日に支給する。

- 2 非常勤役員、評議員及び選考委員の報酬等は、会議出席の都度、支給する。

(費用)

第6条 当財団は、役員、評議員及び選考委員が、その職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。ただし、支払う額については、実費相当額とする。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人山本奨学会の設立の日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成23年5月28日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成25年5月25日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬等

区 分	報 酬 額
常勤理事	月額 30,000円(税込)以内
常勤監事	月額 30,000円(税込)以内

別表第2 非常勤役員、評議員及び選考委員の報酬等

区 分	報 酬 額
非常勤役員	理事会に出席した場合 1回 20,631円(税込)
評議員	評議員会に出席した場合 1回 20,631円(税込)
選考委員	奨学生選考委員会に出席した場合 1回 20,631円(税込)